

## 第3章 関係法令

### 3-1 三木市水道事業関係

○三木市水道事業給水条例

平成10年3月30日

条例第1号

改正 平成12年3月29日条例第12号

平成12年12月22日条例第42号

平成14年12月24日条例第43号

平成16年12月22日条例第17号

平成17年9月27日条例第83号

平成18年12月25日条例第43号

平成25年3月29日条例第12号

平成26年3月31日条例第12号

令和元年9月27日条例第13号

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 給水装置の工事及び費用（第5条—第12条）

第3章 給水（第13条—第23条）

第4章 料金及び手数料等（第24条—第39条）

第5章 管理（第40条—第45条）

第6章 貯水槽水道（第45条の2・第45条の3）

第6章の2 技術者による監督を行う水道の布設工事、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格（第45条の4—第45条の6）

第7章 補則（第46条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、市の水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担、その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。

（給水区域）

第2条 水道事業の給水区域は、三木市水道事業の設置等に関する条例（昭和42年三木市条例第2号）第3条第2項に定める区域とする。

（定義）

第3条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために管理者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

2 この条例において「消費税等相当額」とは、消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される金額に同法第29条の規定による税率を乗じて得た金額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される金額に同法第72条の82及び第72条の83の規定による税率を乗じて得た金額の合計額をいう。

（給水装置の種類）

第4条 給水装置は次の4種とする。

- (1) 専用給水装置 1戸又は1箇所専用するもの
- (2) 共用給水装置 2戸若しくは2箇所以上で共用するもの又は公衆の用に供するもの
- (3) 私設消火栓 消防用に使用するもの
- (4) 特設給水装置 前号以外の用に給するもの

第2章 給水装置の工事及び費用

（給水装置の新設等の申込み）

第5条 給水装置を新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

2 前項の申込みに当たり管理者が必要と認めるときは、利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

（新設等の費用負担）

第6条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改造、修繕又は撤去する者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めたものについては、市においてその費用を負担することができる。

（工事の施行）

第7条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

2 前項の規定により指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事竣工後に管理者の工事検査を受けなければならない。

3 第1項の規定により管理者が工事を施行する場合には、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

4 給水装置の新設、改造又は修繕をする者及びその工事を施行する者は、給水装置の構造を水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「政令」と

いう。)第6条に定める基準に適合させなければならない。

- 5 給水装置の新設、改造又は修繕をする者及びその工事を施行する者は、政令第6条に定める基準に適合する材料を使用しなければならない。

(給水管及び給水用具の指定)

第8条 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

- 2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

- 3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

(工事費の算出方法)

第9条 管理者が施行する給水装置工事の工事費は、次の合計額とする。

- (1) 設計費
- (2) 材料費
- (3) 運搬費
- (4) 労力費
- (5) 道路復旧費
- (6) 工事監督費
- (7) 間接経費
- (8) 前各号のうち消費税が課される所要経費合計額に係る消費税等相当額

- 2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

- 3 第1項各号に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、別に管理者が定める。

(工事費の予納)

第10条 管理者に給水装置の工事を申し込む者は、設計により算出した給水装置の工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めた工事については、この限りでない。

- 2 前項の工事費の概算額は、工事竣工後に精算し、過不足があるときはこれを還付又は追徴する。ただし、その額がこれに要する費用の実費に満たない

ときは、還付又は追徴しないことができる。

(給水装置の変更等の工事)

第11条 管理者は、配水管の移転その他特別の理由によって、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても当該工事を施行することができる。

(第三者の異議についての責任)

第12条 給水装置の設置又は管理に関し、利害関係者その他の者から異議があるときは、給水装置工事申込者の責任とする。

### 第3章 給水

(給水の原則)

第13条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限又は停止することはない。

2 前項の給水を制限又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めてその都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による給水の制限、停止、断水又は漏水のための損害を生ずることがあっても市は、その責を負わない。

(給水契約の申込み)

第14条 水道を使用しようとする者は、管理者が定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

第15条 給水装置の所有者が、市内に居住しないとき又は管理者において必要があると認めたときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する代理人を置かなければならない。

(管理人の選定)

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため管理人を選定し、管理者に届け出なければならない。

- (1) 給水装置を共有する者
- (2) 給水装置を共用する者
- (3) その他管理者が必要と認めた者

2 管理者は、前項の管理人を不適当と認めたときは、変更させることができる。

(水道メーターの設置)

第17条 給水量は市の水道メーター（以下「メーター」という。）により計

量する。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 メーターは給水装置に設置し、その位置は管理者が定める。

(メーターの貸与)

第18条 メーターは、管理者が設置して、水道の利用者又は管理人若しくは給水装置の所有者（以下「水道利用者等」という。）に保管させる。

2 前項の保管者は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。

3 保管者が、前項の管理義務を怠ったことにより、メーターを亡失又はき損した場合は、その損害額を弁償しなければならない。

(水道の利用中止、変更等の届出)

第19条 水道利用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

(1) 水道の利用をやめるとき。

(2) 種別又は口径を変更するとき。

(3) 消火演習に使用するとき。

(4) 臨時用等に使用するとき。

(5) 1個のメーターで2戸以上の給水量を計量するもの（以下「共同住宅」という。）について戸数に変更があるとき。

2 水道利用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

(1) 前使用者の水道の利用に関する権利義務を承継し、引き続いて使用する時。

(2) 給水装置の所有者に変更があった時。

(3) 消防用として水道を使用した時。

(4) 管理人に変更があった時又はその住所に変更があった時。

(5) 共用給水装置の利用戸数又は箇所数に異動があった時。

(私設消火栓の利用)

第20条 私設消火栓は、消防又は消防の演習の場合のほか使用してはならない。

2 私設消火栓を消防の演習に使用する時は、管理者の指定する市職員の立会いを要する。

(水道利用者等の管理上の責任)

第21条 水道利用者等は善良な管理者の注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異常があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、管理者が必要と認めたときは、これを徴収しないことができる。

3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(同居人等の行為に対する責任)

第22条 給水装置の使用者は、その家族、同居人、使用人その他従業者等の行為についてもこの条例に定める責を負わなければならない。

(給水装置及び水質の検査)

第23条 管理者は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

#### 第4章 料金及び手数料等

(料金の支払義務)

第24条 水道料金（以下「料金」という。）は、水道の使用者又は管理人から徴収する。

2 共用給水装置によって水道を使用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

3 料金の支払義務は、納入通知書の発行の日に発生する。

(料金)

第25条 料金は、支払義務発生の日から起算して20日以内に支払うとき（支払義務発生の日から20日目日が休日の場合は、その直後の休日でない日までに支払うときに限る。）は、基本料金と従量料金との合計額に消費税等相当額を加えた額（以下「早収料金」という。）を徴収する。

2 基本料金は、メーターの口径に応じて別表第1に定める額とし、従量料金は、種別及び使用水量の区分に応じて別表第2により算定した額とする。

3 前項の規定にかかわらず、共同住宅用の料金は、別表第3により算定した額とする。

4 メーターが給水量を示さない場合又はその月の使用量が別表第1に掲げる基本水量に満たない場合は、同表の基本水量に応じて算定した額とする。

5 料金は、支払義務発生の日から起算して20日を経過した日に支払うときは、早収料金から消費税等相当額を除いた金額に100分の3を加算し、これに消費税等相当額を加えた額（以下「遅収料金」という。）を徴収する。ただし、第34条第2項に規定する口座振替の方法により管理者が指定する日までに納付する場合は、この限りでない。

6 遅収料金が適用される場合は、遅収料金と早収料金との差額を、原則として次回の料金に加算して徴収する。

(特別給水の料金)

第26条 前条の規定にかかわらず、消火栓（メーターが設置されているものを除く。）により公共の消防用（防火用水池補給用のものを除く。）以外の用のため給水を行った場合の料金は、使用水量1立方メートルにつき800円に消費税等相当額を加えた額及び当該給水のため特に要した費用相当額とする。

(料金の算定)

第27条 料金は、2箇月ごとの定例日（料金算定の基準日としてあらかじめ管理者が定めた日をいう。以下同じ。）にメーターの点検を行い、その日の属する月分及びその前月分の2箇月分として算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、定例日以外の日に点検を行うことができる。

2 前項の場合において、各月の給水量は、均等とみなす。

3 管理者が必要と認めたときは、毎月の定例日にメーターの点検を行い、その日の属する月分として料金を算定することができる。

(使用水量及び種別の認定)

第28条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量及びその種別を認定する。

(1) メーターに異常があったとき。

(2) 料率の異なる2種以上の種別に水道を使用するとき。

(3) 使用水量が不明のとき。

(特別な場合における料金の算定)

第29条 点検期間（第27条第1項又は第3項の規定による点検日の翌日から次の点検日までの期間をいう。以下同じ。）の中途において水道の使用を開始し、又は中止したときの料金は、その点検期間内における水道使用可能期間の日数に応じ次の表に掲げる方法により算定した金額とする。

区分	水道使用可能期間の日数	料金
第27条第1項に規定する場合	54日以下又は66日以上	別表第4の算式により算定した額
	55日以上65日以下	2箇月とみなして算定した額
第27条第3項に規定する場合	24日以下又は36日以上	別表第4の算式により算定した額

	25日以上35日以下	1箇月とみなして算定した額
--	------------	---------------

2 月の中途において種別又は口径に変更があった場合は、その使用日数の多い種別又は口径に応じた料率を適用するものとし、その使用日数が等しいときは、変更後の種別又は口径に応じた料率を適用する。

(無届使用に対する認定)

第30条 前使用者の給水装置を管理者に無届で使用した者は、前使用者に引き続いて使用したものとみなす。

(料金の前納)

第31条 臨時給水その他で管理者が必要であると認めたときは、水道の使用申込の際、管理者が定める料金を前納させることができる。

2 前項の料金は使用中の届出があったとき精算する。ただし、届出のない場合で管理者が使用中の状態にあると認めたときは、これを精算する。

(料金の調整)

第32条 料金の納入後当該料金について誤りを発見したときは、次回において調整することができる。

(用途その他の認定)

第33条 種別又は口径その他算定基準の届出が事実と相違するときは管理者がこれを認定する。

(料金の徴収方法)

第34条 料金は、納入通知書により2箇月分を隔月に徴収する。ただし、管理者が必要と認めたときは、毎月その月分を徴収することができる。

2 使用者は、料金を口座振替の方法により納入することができる。

3 料金は、支払義務の発生した順序で徴収する。

(分担金)

第35条 分担金は、メーターの口径に応じて別表第5に定める金額に消費税等相当額を加えた額とし、給水装置の新設及び増径工事の申込者から徴収する。この場合において、増径工事申込者から徴収する分担金は、同表に定める新口径に係る分担金と旧口径に係る分担金との差額とする。

2 分担金は、工事の申込みの際徴収する。ただし、管理者が特に必要があると認めたときは、6箇月以内において分割納付させることができる。

3 既納の分担金は還付しない。ただし、管理者が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(工事負担金)

第36条 管理者は、住宅団地等の造成主その他の者から、配水管その他の水

道施設（以下「配水管等」という。）の設置されていない場所又は配水管等が設置されていても、その能力が限界に達している場所への給水申し込みを受け、新たに配水管等の設置を必要とするときは、当該申込者から配水管等の設置に要する費用を工事負担金として納入させることができる。

2 前項に規定する工事負担金の算定方法、適用対象等については、管理者が別に定めるところによる。

3 工事負担金は、前納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

4 前条第3項の規定は、工事負担金について準用する。

（手数料）

第37条 手数料は、別表第6に掲げるとおりとし、申込者から申込みの際徴収する。

この場合において、特別の費用を要するときは、その実費額を加算するものとする。

2 前項の手数料は、特別の理由のない限り、還付しない。

（料金、分担金、手数料等の軽減又は免除）

第38条 管理者は公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金、分担金、手数料その他の費用を軽減又は免除することができる。

（端数処理）

第39条 この条例によって算定した料金、分担金、手数料その他の費用に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

## 第5章 管理

（給水装置の検査等）

第40条 管理者は、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、適当な措置を指示することができる。

2 前項に要する費用は、措置を指示された者の負担とする。

（給水装置の基準違反に対する措置）

第41条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事業業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第1

6条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りではない。

3 前項ただし書の確認に要する費用は申込者の負担とする。

(給水の停止)

第42条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の利用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

(1) この条例により納付すべき料金、分担金、手数料その他の費用を指定期限内に納入しないとき。

(2) 水道利用者等が、正当な理由がなく、第27条の点検又は第40条の検査を拒み、又は妨げたとき。

(3) 給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発しても、なお、これを改めないとき。

(給水装置の切離し)

第43条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

(1) 給水装置所有者が、60日以上所在が不明で、かつ、給水装置の利用者がいないとき。

(2) 給水装置が、使用中止の状態にあつて、将来使用の見込みがないと認めるとき。

(過料)

第44条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、50,000円以下の過料を科することができる。

(1) 第5条の承認を受けずに、給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去した者

(2) 正当な理由がなく、第17条第2項のメーターの設置、第27条の点検、第40条の検査又は第42条の給水の停止を拒み、又は妨げた者

(3) 第21条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者

(4) この条例により納付すべき料金、分担金、手数料その他の費用の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者

(料金等を免れた者に対する過料)

第45条 市長は、詐欺その他不正の行為によってこの条例により納付すべき料金、分担金、手数料その他の費用の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が50,000円を超

えないときは、50,000円とする。)以下の過料を科することができる。

## 第6章 貯水槽水道

### (市の責務)

第45条の2 管理者は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下この条及び次条において同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

### (設置者の責務)

第45条の3 貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。）の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

## 第6章の2 技術者による監督を行う水道の布設工事、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格

### (技術者による監督を行う水道の布設工事)

第45条の4 法第12条第1項の規定による条例で定める技術者による監督を行う水道の布設工事は、法第3条第8項に規定する水道施設の新設又は次に掲げるその増設若しくは改造の工事とする。

(1) 1日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事

(2) 沈でん池、ろ過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事

### (布設工事監督者の資格)

第45条の5 法第12条第2項の規定による条例で定める資格は、政令第5条第1項に定める資格とする。

### (水道技術管理者の資格)

第45条の6 法第19条第3項の規定による条例で定める資格は、政令第7条第1項に定める資格とする。

## 第7章 補則

### (委任)

第46条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

(三木市水道事業給水条例の廃止)

2 三木市水道事業給水条例(昭和35年三木市条例第8号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の日前に給水装置工事の申込みをした者で、同月後6箇月以内に竣工する給水装置工事に係る手数料については、なお従前の例による。

4 前項に規定するもののほか、この条例施行の際、現に旧条例によってなされた承認、検査その他の処分又は申込み、届出その他の手続は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(吉川町の編入に伴う経過措置)

5 吉川町の編入の日(以下「編入日」という。)前に、吉川町水道事業給水条例(平成10年吉川町条例第7号。以下「吉川町条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

6 吉川町の給水区域における使用に係る料金については、編入日以後の使用に係る料金からこの条例を適用し、編入日前の使用に係る料金については、吉川町条例の例による。

7 前項の規定により徴収する料金のうち、その算定の基礎となる点検期間が編入日前から編入日以後に引き続くものについては、当該点検期間に係る使用水量を各日均等に使用したものとみなし、日割りにより算定する。

8 前項の規定により算定した料金については、第25条第5項及び第6項の規定は適用しない。

9 編入日前に、吉川町条例の規定により申込みがなされた給水装置の工事に係る分担金及び手数料については、吉川町条例の例による。

10 編入日前にした吉川町条例に違反する行為に対する罰則の適用については、吉川町条例の例による。

附 則(平成12年3月29日条例第12号)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に施行前の(中略)三木市水道事業給水条例(中

略)の規定により、申請書又は請求書を受理しているものに係る手数料については、なお従前の例による。

附 則 (平成12年12月22日条例第42号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則 (平成14年12月24日条例第43号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年12月22日条例第17号)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の三木市水道事業給水条例の規定は、平成17年4月1日(以下「施行日」という。)以後の使用に係る料金の算定について適用し、施行日の前日までの使用に係る料金の算定については、なお従前の例による。この場合において、料金計算の基礎となる使用水量については、その使用期間が施行前から施行日以後に引き続くものであるときは、当該使用水量に係る料金は、各日の使用水量を均等とみなし、日割りで算定する。

附 則 (平成17年9月27日条例第83号)

この条例は、平成17年10月24日から施行する。

附 則 (平成18年12月25日条例第43号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日条例第12号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日条例第12号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(三木市水道事業給水条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前から継続して水道を使用している者に係る料金であって、施行日から平成26年4月30日までの間に料金の額が確定するもの(施行日以後初めて料金の額が確定する日が同月30日後であるもの(以下「特定料金」という。))にあつては、当該確定したもののうち、次項で定める部分)に係る率については、なお従前の例による。

3 前項に規定する特定料金のうち、なお従前のおりの率を適用する部分は、同項に規定する特定料金のうち、施行日以後初めて確定する料金の額を前回

確定日(その直前の料金の額が確定した日をいう。以下この項において同じ。)から施行日以後初めて料金の額が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から平成26年4月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分とする。

- 4 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

附 則 (令和元年9月27日条例第13号)

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

別表第1 (第25条関係)

口径別	基本水量 (1月につき)	基本料金 (1月につき)
20ミリメートル以下	8立方メートル	900円
25ミリメートル	8立方メートル	2,690円
30ミリメートル	8立方メートル	4,340円
40ミリメートル	8立方メートル	7,330円
50ミリメートル	8立方メートル	10,470円
75ミリメートル	8立方メートル	22,430円
100ミリメートル	8立方メートル	37,380円
125ミリメートル	8立方メートル	52,330円
150ミリメートル	8立方メートル	74,750円
200ミリメートル以上	8立方メートル	管理者が別に定める。

別表第2 (第25条関係)

種別	使用水量の区分 (1月につき)	従量料金 (1立方メートルにつき)
一般用	第1段階 8立方メートルを超え30立方メートルまで	125円
	第2段階 30立方メートルを超え50立方メートルまで	175円
	第3段階 50立方メートルを超え100立方メートルまで	205円
	第4段階 100立方メートルを超え2,500立方メートルまで	225円
	第5段階 2,500立方メートルを超えるもの	188円

浴場用	8立方メートルを超えるもの	90円
臨時用等	8立方メートルを超えるもの	400円

(備考)

- 1 一般用とは、浴場用、臨時用等のいずれにも該当しないものをいう。
- 2 浴場用とは、公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）の適用を受ける公衆浴場用のものをいう。
- 3 臨時用等とは、臨時工事用のもの、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第1号、同条第6項第1号、同項第2号及び第4号に規定する施設用のもの並びに管理者が別に定めるものをいう。

別表第3（第25条関係）

共同住宅用水道料金（1月につき）

- (1) 基本水量（ $8\text{ m}^3 \times \text{戸数}$ ）以下のもの  
基本料金  $800\text{円} \times \text{戸数}$
- (2) 基本水量（ $8\text{ m}^3 \times \text{戸数}$ ）を超えるもの  
基本料金  $800\text{円} \times \text{戸数}$   
従量料金 (A) + (B) + (C) + (D) + (E)  
使用水量 - ( $8\text{ m}^3 \times \text{戸数}$ ) = 従量水量  
第1段階従量料金 ( $22\text{ m}^3 \times \text{戸数}$ )  $\times 125\text{円} \dots\dots$  (A)  
第2段階従量料金 ( $20\text{ m}^3 \times \text{戸数}$ )  $\times 175\text{円} \dots\dots$  (B)  
第3段階従量料金 ( $50\text{ m}^3 \times \text{戸数}$ )  $\times 205\text{円} \dots\dots$  (C)  
第4段階従量料金 ( $2,400\text{ m}^3 \times \text{戸数}$ )  $\times 225\text{円} \dots\dots$  (D)  
第5段階従量料金 { 従量水量 - ( $2,492\text{ m}^3 \times \text{戸数}$ ) }  $\times 188\text{円} \dots\dots$  (E)
- (3) この表に掲げる「戸数」は、市が承認した計画給水戸数とする。

別表第4（第29条関係）

$$V = (V_1 \times 60) / N$$

$$F = (F_1 \times N) / 60$$

(備考)

Vは、使用量を2箇月（第27条第3項に規定する場合にあっては1箇月）に換算した量（小数点第4位以下切捨て）

V<sub>1</sub>は、使用量

Nは、使用可能な期間の日数

Fは、第29条第1項の規定により算定する金額（円未満切捨て）

F<sub>1</sub>は、Vによる金額

第27条第3項に規定する場合にあっては、算式中「60」とあるのは「30」と読み替えるものとする。

別表第5（第35条関係）

メーターの口径	分担金
13ミリメートル	30,000円
20ミリメートル	80,000円
25ミリメートル	150,000円
30ミリメートル	250,000円
40ミリメートル	450,000円
50ミリメートル	1,000,000円
75ミリメートル	3,000,000円
100ミリメートル	6,000,000円
150ミリメートル以上	管理者が別に定める。

別表第6（第37条関係）

- (1) 設計審査手数料（1件につき）
  - 口径 25ミリメートル未満 2,000円
  - 〃 25ミリメートル以上50ミリメートル未満 4,000円
  - 〃 50ミリメートル以上 6,000円
- (2) 工事検査手数料（1件につき）
  - 口径 25ミリメートル未満 3,000円
  - 〃 25ミリメートル以上50ミリメートル未満 5,000円
  - 〃 50ミリメートル以上 10,000円
- (3) 消火演習立会手数料
  - 1回につき5,000円（土曜日、日曜日、休日及び時間外の場合は5割増とする。）
- (4) 水道使用中止手数料
  - 1回につき1,000円
- (5) 水道布設以前に施行した自家装置の検査手数料
  - 管理者がその都度定める。
- (6) 給水装置工事事業者指定手数料
  - 新規の指定 1件につき10,000円
  - 指定の更新 1件につき10,000円
- (7) 諸証明手数料
  - 交付枚数1枚につき300円

○三木市水道事業給水条例施行規程

平成10年3月30日

企業管理規程第1号

改正 平成12年9月29日企管規程第11号

平成15年3月25日企管規程第1号

平成17年3月1日企管規程第1号

平成17年9月16日企管規程第1号

平成17年10月24日企管規程第3号

平成18年3月30日企管規程第3号

平成27年3月31日企管規程第2号

令和元年9月30日企管規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、三木市水道事業給水条例(平成10年三木市条例第1号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(給水装置の新設等の申込み)

第2条 条例第5条第1項の規定による申込みは、給水装置工事申請書(様式第1号)による。

2 申込者は申込みの内容を変更し、又は取消しをしようとするときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

(利害関係人の同意書の提出)

第3条 条例第5条第2項に規定する管理者が必要と認めるときは、次の各号に該当するものをいう。

(1) 他人の所有する土地又は家屋に給水装置を設置しようとするとき。

(2) 他人の給水装置から分岐して給水装置を設置しようとするとき。

(3) 他人の所有地を通過して給水装置を設置しようとするとき。

(4) その他管理者が必要と認めるとき。

(設計審査)

第4条 条例第7条第2項の規定により設計審査を受けようとする指定給水装置工事事業者は、三木市指定給水装置工事事業者規程(平成10年三木市企業管理規程第2号。以下「指定工事事業者規程」という。)第14条に規定する書類を管理者に提出しなければならない。

2 設計審査を受けた後に変更が生じたときは、工事着手前に再度管理者の審査を受けなければならない。

(工事検査)

第5条 条例第7条第2項の規定により工事検査を受けようとする指定給水装

置工事業者は、指定工事業者規程第15条に規定する書類を管理者に提出しなければならない。

(給水装置の使用材料)

第6条 管理者は、条例第7条第2項に定める設計審査又は工事検査において、三木市指定給水装置工事業者に対し、当該審査若しくは検査に係る給水装置工事で使用される材料が水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条に規定する基準に適合していることの証明を求めることができる。

2 管理者は、前項の規定により管理者が求めた証明が提出されないときは、当該材料の使用を制限し、又は禁止することがある。

(給水管及び給水用具の指定)

第7条 条例第8条第1項及び第2項の規定により管理者が指定及び指示する事項については、三木市給水装置工事基準（平成10年3月30日制定。以下「装置工事基準」という。）に定めるところによる。

(受水槽の設置及び管理責任者の選定)

第8条 装置工事基準に定める受水槽の設置の条件に該当するときは、受水槽を設置しなければならない。

2 受水槽を設置するときは、受水槽以下を維持管理するための管理責任者を選任しなければならない。

3 前項の規定により管理責任者を選任したとき、又は当該管理責任者を変更したときは、受水槽以下施設管理責任者選任（変更）届（様式第2号）により、遅滞なく管理者に届け出なければならない。

(工事費の算出方法)

第9条 条例第9条第1項に規定する工事費の算出方法は、次の各号に定めるところによる。

(1) 設計費は、管理者が別に定める額とする。

(2) 材料費は、管理者が定める材料単価に使用材料の数量を乗じて得た額とする。

(3) 運搬費は、管理者が定める積載量別距離別単価に延べ台数を乗じて得た額とする。

(4) 労務費は、管理者が定める工種別の歩掛に基準賃金を乗じて得た額とする。

(5) 道路復旧費は、管理者が定める道路復旧費用単価に復旧すべき面積を乗じて得た額とする。

(6) 工事監督費は、管理者が別に定める額とする。

(7) 間接経費は、管理者が別に定める額とする。

(8) 前各号のうち消費税が課される所要経費合計額に係る消費税等相当額(条例第3条第2項に規定する消費税等相当額(以下「消費税等相当額」という。))は、前各号のうち第1号の設計費と第6号の工事監督費を除く前各号の合計額に係る消費税等相当額とする。

(工事費の予納)

第10条 条例第10条第1項の規定により算出した概算額は、給水装置工事費概算額通知書(様式第3号)により申込者に通知する。

2 前項の通知書により指定した期限までに概算額が納入されないときは、その工事の申込みを取り消したものとみなす。

第11条 条例第10条第1項ただし書の規定により工事費の概算額を予納する必要がないと認める工事は、次に掲げる工事とする。

(1) 官公署、官公立の学校及び病院その他公共用施設の工事

(2) 管理者の分納承認を受けた工事

(給水契約の申込み)

第12条 条例第14条の規定による給水契約の申込みについては、水道装置使用開始(中止)届(様式第4号)をもって行う。

(代理人の選定及び変更)

第13条 条例第15条の規定による代理人を置いたとき又は当該代理人を変更したときは、代理人選定(変更)届(様式第5号)により管理者に届け出なければならない。

2 代理人の住所に変更があったときは、代理人管理人住所変更届(様式第6号)により管理者に届け出なければならない。

(管理人の選定)

第14条 条例第16条の規定により管理人を選定したときの届出は、管理人選定(変更)届(様式第7号)による。

(メーターの設置)

第15条 条例第17条第1項に規定する市の水道メーターは、1需要場所につき1個を設置する。ただし、管理者が必要と認める場所は、2個以上のメーターを設置することができる。

2 前項の1需要場所とは、原則として1構内又は1建物とする。

(メーターの保管責任)

第16条 給水装置の所有者又は使用者は条例第18条第2項の規定によるメーターの管理期間中に、そのメーターを亡失若しくはき損又はその他の異常を認めるときは、直ちに管理者に届け出て設置又は取替えの手続きをしなければならない。

- 2 条例第18条第3項に規定する損害額は、実費相当額を基準として定める。
- 3 使用者は、メーターの設置場所に点検若しくは修繕の障害となる物件を堆積し、又は工作物を設けてはならない。

(水道の使用中止等の届出)

第17条 条例第19条第1項第1号及び第4号の規定による水道の使用をやめるとき又は臨時用等に使用するときの届出は、第12条の規定を準用する。

(種別又は口径の変更届)

第18条 条例第19条第1項第2号の規定による種別又は口径を変更するときの届出は、給水装置種別(口径)変更届(様式第8号)による。

(消火演習に使用するときの届出)

第19条 条例第19条第1項第3号の規定による消火演習に使用するときの届出は、私設消火栓等演習使用届(様式第9号)による。

(1個のメーターで2戸以上の給水量を計量するものについて戸数に変更があるときの届出)

第20条 条例第19条第1項第5号の規定による1個のメーターで2戸以上の給水量を計量するものについて戸数に変更があるときの届出は、共同住宅給水戸数変更届(様式第10号)による。

(給水装置の所有者及び使用者の変更届)

第21条 条例第19条第2項第1号及び第2号の規定による前使用者の給水装置の使用に関する権利義務を承継し引き続いて使用するとき又は給水装置の所有者に変更があったときの届出は、水道装置名義変更届(様式第11号)による。

(公共の消防用に水道を使用したときの届出)

第22条 条例第19条第2項第3号の規定による消防用として水道を使用したときの届出は、私設消火栓等消火使用届(様式第12号)による。

(管理人又はその住所に変更があったときの届出)

第23条 条例第19条第2項第4号の規定による管理人に変更があったとき、又はその住所に変更があったときの届出は、第13条第2項又は第14条の規定を準用する。

(共用給水装置の使用戸数等に異動があったときの届出)

第24条 条例第19条第2項第5号の規定による共用給水装置の使用戸数、又は箇所数に異動があったときの届出は、共用給水装置使用変更届(様式第13号)による。

(給水装置及び水質の検査)

第25条 条例第23条の規定による給水装置又は水質の検査を請求するとき

は、給水装置（水質）検査請求書（様式第14号）を管理者に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、メーター及び止水栓の検査については、使用者の申し出により管理者が行うものとする。

3 管理者が行う検査に請求者が立会いを申し出たときは、立ち会わすことができる。

（使用水量の通知）

第26条 条例第27条第1項の規定によりメーターを点検したときは、点検の都度使用水量のお知らせ（様式第15号）により水道使用者に使用水量を通知するものとする。

（水量の認定）

第27条 条例第28条の規定により使用水量を認定し、又はその種別の適用を定める場合の方法は、次の各号に定めるところによる。

（1）メーターに異常があったとき、又は使用水量が不明のとき。

前3箇月若しくは前年の同一期間の使用水量又は人員数等により算定した使用水量による。

（2）2種以上の種別に使用するとき。

主として使用する種別による。

（料金の前納）

第28条 条例第31条第1項の規定により前納する料金は、メーター口径20ミリメートル以下の使用者の月平均使用量に対する料金の6箇月分以内を基準として管理者の定める額とする。

（料金の徴収方法）

第29条 条例第34条第2項の規定により使用者が口座振替の方法により料金を納入しようとするときは、口座振替依頼書及び口座振替申込書を管理者の指定する取扱金融機関に提出しなければならない。

（工事負担金）

第30条 条例第36条第2項に規定する工事負担金の適用対象とは、市の水道事業の給水区域（以下「給水区域」という。）内において、建築行為、開発事業等を施行する事業者（以下「開発事業者」という。）が、自己の開発区域（以下「開発区域」という。）内への計画使用水量に必要な大きさの配水本管新設工事、配水池、水道施設用地等（以下「水道施設」という。）に要する費用（所要費用に消費税等相当額を加えた額をいう。）をいう。

2 条例第36条第2項に規定する工事負担金の算定方法等は、次の各号に定めるところによる。

(1) 工事負担金の算定方法は、次に掲げる項目により算定した額の合計額とする。ただし、配水本管の工事負担金以外の用地費等の算定方法は、管理者が別に定める。

ア 直接工事費 材料費、労務費及び直接経費をいう。

イ 間接工事費 共通仮設費及び現場管理費をいう。

ウ 一般管理費  $(\text{直接工事費} + \text{間接工事費}) \times \text{管理者が定める率}$  をいう。

エ 事務費 調査費、設計費、工事検査費等をいい、 $(\text{直接工事費} + \text{間接工事費} + \text{一般管理費}) \times \text{管理者が定める率}$  により算定する。

オ 前各項目のうち消費税が課せられる所要経費合計額に係る消費税等相当額

カ 前各項目に定めるもののほか、特別の費用（所要費用に消費税等相当額を加えた額をいう。）を加算する。

キ 前各項目に定めるもののほか、配水本管の工事負担金（所要費用に消費税等相当額を加えた額をいう。）の算定に関して必要な事項は、別に管理者が定める。

(2) 管理者が認めた材料の提供を市が受けた場合は、その材料を工事費算定の基礎となる単価で見積りし、その金額を材料費から控除して算定する。

(3) 管理者は、2以上の開発事業者から同じ路線に同時に申込みがあった場合で、かつ、工事が同時に施行できるときは一つの工事として算定することができる。この場合の負担割合等は、管理者が別に定める。

(4) 給水区域内における開発区域内の水道施設及び開発区域へ給水するために管理者が必要と認める水道施設については、管理者が直接設計施行するものとする。

3 工事負担金により取得した水道施設は、全て市の水道事業へ帰属するものとする。

(身分証明書の携帯)

第31条 給水装置の検査、メーターの点検その他給水管理調査のため使用者等の居宅内又は施設に立ち入る場合は、身分証明書を携帯しなければならない。

(検査等の協力)

第32条 条例第40条第1項に規定する検査等を管理者が行う場合、使用者及び所有者は、当該検査等の実施に協力するものとし、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(給水停止の方法)

第33条 条例第41条及び第42条の規定による給水の停止は、止水栓若しくは制水弁の閉止、メーターの取りはずし又は配水管との連絡を切り離すことによつて行ふ。

2 給水を停止する場合は、あらかじめ使用者にこれを通知するものとする。

3 給水の停止を解除する場合は、使用者から解除に要する費用(所要費用に消費税等相当額を加えた額をいう。)を徴収することがある。

4 第1項に規定する停水処分のため給水装置の使用者又は所有者に対し損害を及ぼすことがあつても、市はその責を負わないものとする。

(水道使用上の注意)

第34条 給水用機器にホース等を接続して水道を使用するときは、給水装置に水が逆流しないように措置しなければならない。

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査)

第34条の2 条例第45条の3第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は、次に定めるところによるものとする。

(1) 水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)第55条の規定に掲げる管理基準に準じて管理すること。

(2) 前号の管理に関し、1年以内ごとに1回、定期的に、簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者が給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。

(施行の細目)

第35条 この規程の施行について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。

(三木市水道事業給水条例施行規程の廃止)

2 三木市水道事業給水条例施行規程(昭和58年三木市企業管理規程第5号。以下「旧規程」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規程の施行の際、現に旧規程によりなされた承認、検査その他の処分又は申込み、届出その他の手続は、それぞれこの規程の相当規定によりなされたものとみなす。

(吉川町の編入に伴う経過措置)

4 吉川町の編入の日前に、吉川町水道事業給水条例施行規程(平成15年吉

川町規程第1号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規定の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則 (平成12年9月29日企管規程第11号)

この規程は、三木市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(平成9年三木市条例第30号)の施行の日〔平成12年10月1日〕から施行する。

附 則 (平成15年3月25日企管規程第1号)

(施行期日)

1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

(三木市水道部処務規程の一部改正)

2 三木市水道部処務規程(昭和57年三木市企業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

第5条各課各係共通の部第13号中「同和対策事業」を「人権尊重施策」に改め、同条営業課の部給水係の項に次の1号を加える。

(8) 貯水槽水道に関する指導、助言及び勧告並びに情報提供に関すること。

附 則 (平成17年3月1日企管規程第1号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年9月16日企管規程第1号)

1 この規程は、平成17年10月1日から施行する。

2 改正後の三木市水道事業給水条例施行規程第30条の規定は、この規程の施行の日(以下「施行日」という。)以降に給水装置の使用を開始する場合について適用し、施行日前に給水装置の使用を開始する場合は、なお従前の例による。

附 則 (平成17年10月24日企管規程第3号)

この規程は、平成17年10月24日から施行する。

附 則 (平成18年3月30日企管規程第3号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日企管規程第2号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年9月30日企管規程第1号)

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

地 区	台 帳	親 番	枝 番

受 付 番 号	
1	—
受 付 印	

給水装置 新設・修繕  
改造・撤去 工事申請書

三木市水道事業管理者 様 \_\_\_\_\_ 年 月 日

工 種
・

申請者

住 所 \_\_\_\_\_  
フリガナ \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ (印)  
T E L \_\_\_\_\_

装置場所	三木市
	目 標
指定給水装置工事事業者	給水装置工事主任技術者
	交付番号 第 _____ 号 氏名 _____ (印)
委任状	私の所有する給水装置のうち、公道部分の給水管の維持管理を市に委任いたします。 委任者 住 所 _____ 氏 名 _____ (印)
分岐承諾者	私の所有する給水管より、申請者に対し支管を分岐することを承諾します。なお、承諾に関し紛争が生じたときは当事者間で一切解決します。 給水管所有者 住 所 _____ 氏 名 _____ (印)
既設管使用届	このたび市の給水を受けるについて、私の所有する既設給水施設に接続くださるようお願いいたします。なお既設給水装置に不備な点があれば、市の指示どおり変更するとともに、一切の維持管理を当方で行います。 住 所 _____ 氏 名 _____ (印)
土地家屋使用承諾	給水装置工事施工のため、私の所有する土地家屋を使用することを承諾します。 なお、承諾に関し紛争が生じたときは当事者間で一切解決します。 所有者 住 所 _____ 氏 名 _____ (印) 土地家屋所有地 三木市
摘 要	

受水槽以下施設管理責任者 <span style="float: right;">選任 変更 届</span>  三木市水道事業管理者 様  <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">                     申請者 フリガナ 氏 名 電 話                 </div> <div style="text-align: right;"> <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">印</span> </div> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">次の者を施設管理責任者として <span style="float: right;">選任 変更</span> したのでお届けします。</p>		
施設装置場所	三木市	
施設管理責任者	住所 氏名 <span style="float: right;"><span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">印</span></span>	
誓約事項 <ol style="list-style-type: none"> <li>1 受水以下の装置は、水道法(昭和32年法律第177号)でいう給水装置でないの で受水槽以下の装置及びこれにより給水されている水の水質等の管理は、施 設管理責任者及び申請者が責任をもって行います。</li> <li>2 前項の管理責任を果たすため受水槽、高架水槽の清掃、修繕工事等につい ての発生時における対策について施工する者を指定し、具体的な対策を設け ます。</li> </ol>		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">                     申請者が指定する業者 住所 氏名 <span style="float: right;"><span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">印</span> 電話</span> </td> </tr> </table>		申請者が指定する業者 住所 氏名 <span style="float: right;"><span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">印</span> 電話</span>
申請者が指定する業者 住所 氏名 <span style="float: right;"><span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">印</span> 電話</span>		
当店(当社)は、前記の施設内で発生する給水事故について責任をもってお請 けします。 <ol style="list-style-type: none"> <li>3 清掃点検等は、6箇月又は年に1回以上実施します。</li> <li>4 市が必要と認めたときは、受水槽以下施設の立入検査を承認し、検査結果 に対する改善命令等を遵守します。</li> <li>5 次の事項について異動又は変更を生じたときは、速やかに届け出ること。 ①装置の所有権 ②管理責任者の変更 ③指定業者の変更</li> <li>6 上記の事項を使用者に周知徹底することはもとより、受水槽以下の装置に ついて問題が生じたときは、申請者の責任において解決します。</li> </ol>		
摘要		

様式第3号(第10条関係)

様

給水装置工事費概算額通知書

先日、お申し込みになりました給水装置工事の工事費概算額は下記のとおりです。  
この金額で施行してよろしければ、 年 月 日までに同金額を市へ納付してください。

なお、上記期日までに入金のないときは、工事申込みを取り消されたものとして処理いたしますので御承知ください。

年 月 日

三木市水道事業管理者

記

1 工事名 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

2 給水装置工事費概算額(所要設計額に消費税等相当額を加えた額)  
\_\_\_\_\_ 円

(注) 工事費は前納制になっていますのでお納めにならないと着工しません。

様式第4号(第12条、第17条関係)

水道装置使用開始届

次のとおり使用開始(中止)したいのでお届けします。

年 月 日

三木市水道事業管理者 様

使用者	お客様番号			
	地区	台帳	親番	枝番
	.....	.....	.....	.....
	.....	.....	.....	.....

届出人 住所  
フリガナ  
氏名  
電話



1	装置場所及び 使用者氏名	三木市 フリガナ 氏名
2	開始中止年月日	D新開・E既開・B中止 年 月 日
3	料金支払方法	1 口座振替制 2 直接納付制 ※中止の場合は現地精算
4	転居先	※中止の場合に御記入ください。 電話
5	請求書 領収書 送付先	※無記入の場合は1に同じ
6	旧使用者 未納料金	※未納料金がある場合開栓できません。 1 無 2 有 月分 円 済
7	所有者承諾印	住所 氏名

様式第5号(第13条関係)

代理人選定(変更)届

使用者	お客様番号			
	地区	台帳	親番	枝番
三木市水道事業管理者様 年 月 日 住所 給水装置所有者 氏名 ㊟ 下記のとおり、代理人を選定(変更)したのでお届けします。				
給水装置所在地	三木市			
旧代理人	住所 三木市 氏名 ㊟			
新代理人	住所 三木市 氏名 ㊟ 電話			
1 代理人となった方は、所有者に代わって条例、規程に定める一切の事項を処理する責任を負うものとする。 2 代理人の住所が変更となったときは、その旨届け出てください。				
給水装置種類	専・共・消・特	種別	一般・浴場・臨時	
量水器	種別	番号	指針	
	口径	第号	立方米	

様式第6号(第13条関係)

代理人住所変更届  
 代理人

使用者	お客様番号			
	地区	台帳	親番	枝番
三木市水道事業管理者 様 年 月 日				
届出人	氏名	印		
	区分	ア 給水装置所有者の代理人 イ 給水装置共有者の管理人 ウ 給水装置共用者の管理人 エ その他		
次のとおり、住所を変更したのでお届けします。				
旧住所	三木市			
新住所	三木市			
給水装置所在地	三木市			
摘要				
量水器	種別		番号	指針
	口径		第号	立方米

様式第7号(第14条、第23条関係)

管理人選定(変更)届

使 用 者	お 客 様 番 号					
	地区	台帳	親番	枝番		
三木市水道事業管理者 様 年 月 日 次のとおり 年 月 日から水道使用者の管理人を選定(変更)しましたので、水道使用者連署でお届けします。						
給水装置所在地		三木市				
旧 管 理 人		氏 名 <span style="float: right;">㊟</span>				
新 管 理 人		氏 名 <span style="float: right;">㊟</span> 電 話				
使 用 者 名 簿	使 用 者		印	使 用 者		印
	1			6		
	2			7		
	3			8		
	4			9		
	5			10		
備考						
種 別 1 共有 2 共用						

様式第8号(第18条関係)

給水装置種別(口径)変更届

使 用 者	お 客 様 番 号			
	地区	台帳	親番	枝番
三木市水道事業管理者 様 年 月 日 住所 届出人 氏名 ㊟ 次のとおり 種別 口径 を変更したいのでお届けします。				
種 別	現 行 の 種 別		変更の理由	
	変 更 後 の 種 別			
口 径	現 行 の 口 径		変更の理由	
	変 更 後 の 口 径			
変 更 日	年 月 日			
摘 要				

様式第9号(第19条関係)

私設消火栓等演習使用届

使用者	お客様番号			
	地区	台帳	親番	枝番
三木市水道事業管理者 様 年 月 日				
届出 人	水道使用者	住所 三木市		
		氏名 ⑩		
	給水装置 所有者	住所		
		氏名 ⑩		
次のとおり私設消火栓給水栓を消火演習に使用したいのでお届けします。				
使用 概 況	演習年月日時			
	開始	年	月	日 午前・午後 時 分
	終了	年	月	日 午前・午後 時 分
	火災想定場所	三木市		
私設消火栓等の場所	三木市			
立会者氏名 ⑩		立会日時 月 日 午前 午後 時 分		
立会記録				

様式第10号(第20条関係)

共同住宅給水戸数変更届

使 用 者	お 客 様 番 号			
	地区	台帳	親番	枝番
<p>三木市水道事業管理者 様 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住所 届出人 氏名 ㊟</p> <p>現在、給水を受けている共同住宅の計画給水戸数を次のとおり変更したいのでお届けします。</p>				
現行の 計画給水戸数	戸	変更の理由		
変更後の 計画給水戸数	戸			
変 更 日	年 月 日			
摘 要				

様式第11号(第21条関係)

水道装置名義変更届

次のとおり名義変更したいのでお届けします。

年 月 日

三木市水道事業管理者 様

使用者	お客様番号			
	地区	台帳	親番	枝番

届出人 住所  
フリガナ氏名  
電話

㊟

所有者	新	住所	フリガナ氏名	㊟
	旧	住所	フリガナ氏名	㊟
使用者	新	住所	フリガナ氏名	㊟
	旧	住所	フリガナ氏名	㊟
装置場所	三木市			
名変装置				
料金支払方法	1 口座振替制 2 直接納付制			
請求書送付先 領収書	※装置場所以外に請求の場合に御記入ください。			
料金確認欄	1 旧使用者未納料金 2 新使用者請求月分 a 無 済 b 有 月分 円 月分から			
旧使用者転居先				
名変年月日及び 名変理由	年 月 日変更			

注) 旧使用者の未納料金がある場合は、受理できません。

様式第12号(第22条関係)

私設消火栓等消火使用届

使用者	お客様番号			
	地区	台帳	親番	枝番
三木市水道事業管理者 様 年 月 日				
届出人	水道使用者	住所 三木市		
		氏名 (印)		
	給水装置所有者	住所		
		氏名 (印)		
次のとおり水道を消防用に使用したのでお届けします。				
使用状況	給水装置所在地	三木市		
	火災発生場所	三木市		
	使用日時	年 月 日	午前 午後	時 分から 時 分まで
給水装置の種類・番号	専・共・消・特			
摘要				

様式第13号(第24条関係)

共用給水装置使用変更届

使 用 者	お 客 様 番 号			
	地区	台帳	親番	枝番
	.....	.....	.....	.....
	.....	.....	.....	.....
<p>三木市水道事業管理者 様 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住所</p> <p style="text-align: right;">届出人 (管理人) 氏名 ㊟</p> <p>現在、給水を受けている共用給水装置の 使用戸数 個 所 数 に異動があったので次のとおりお届けます。</p>				
異 動 前				
異 動 後				
使 用 者 氏 名				
共用栓数	個		個	

様式第14号(第25条関係)

給水装置  
水 質 検 査 請 求 書

使 用 者	お 客 様 番 号			
	地区	台帳	親番	枝番
三木市水道事業管理者 様 年 月 日 次のとおり検査を請求します。				
給水装置所在地	三木市			
検査請求者 (連絡先)	住所 氏名	☎ 電話		
検査を受けようとする理由				
検査の結果				
検査所要額	円	確認印	給水装置 種類	専・共 特・消
消費税等相当額	円			
合計	円			

様式第15号(第26条関係)

ご使用水量のお知らせ

給水場所

お客様氏名

お客様番号

口径 メーター番号 料金種別 扱

年 月 分	年 月 日	— 月 分	
今回検針分	月 日	今回指示数	m <sup>3</sup>
前回検針分	月 日	前回指示数	m <sup>3</sup>
メーター取替までのご使用水量			m <sup>3</sup>
今回ご使用水量			m <sup>3</sup>
(ご参考) 前年同月分ご使用水量			m <sup>3</sup>
(ご参考) 今回ご使用水量の料金			
水道料金	円	内消費税等相当額再掲	円
下水道使用料	円	内消費税等相当額再掲	円
請求予定金額		円	

請求予定金額は契約変更等により請求金額と異なる場合があります。  
前回請求分に遅取・早取料金差額がある場合、上記の請求予定金額に加算されます。  
本票でのお支払いはできません。

振替予定日または納入期限 年 月 日

検 針 員

水道料金等の口座振替のお知らせ

年 月 分	年 月 日	口座番号
振替年月日	年 月 日	
ご使用水量	m <sup>3</sup>	
水道料金	円	内消費税等相当額再掲 円
下水道使用料	円	内消費税等相当額再掲 円
振替合計金額		円

上記金額をご指定の口座から振替させていただきました。  
ありがとうございました。

ご注意 本票により集金することはありません。

三木市水道業務課 TEL0794-82-2010

- 様式第1号 (第2条関係)
- 様式第2号 (第8条関係)
- 様式第3号 (第10条関係)
- 様式第4号 (第12条、第17条関係)
- 様式第5号 (第13条関係)
- 様式第6号 (第13条関係)
- 様式第7号 (第14条、第23条関係)
- 様式第8号 (第18条関係)
- 様式第9号 (第19条関係)
- 様式第10号 (第20条関係)
- 様式第11号 (第21条関係)
- 様式第12号 (第22条関係)
- 様式第13号 (第24条関係)
- 様式第14号 (第25条関係)
- 様式第15号 (第26条関係)

○三木市指定給水装置工事事業者規程

平成10年3月30日

企業管理規程第2号

改正 平成12年3月29日企管規程第3号

平成15年3月25日企管規程第1号

平成17年10月24日企管規程第4号

平成20年9月22日企管規程第2号

平成24年7月9日企管規程第1号

令和元年9月14日企管規程第2号

(目的)

第1条 この規程は、三木市水道事業給水条例(平成10年三木市条例第1号。以下「給水条例」という。)第7条の規定に基づき、三木市指定給水装置工事事業者(以下「指定工事事業者」という。)について必要な事項を定め、もって給水装置工事の適正な施行を確保することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において「法」とは、水道法(昭和32年法律第177号)をいう。

2 この規程において「政令」とは、水道法施行令(昭和32年政令第336号)をいう。

3 この規程において、「施行規則」とは、水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)をいう。

4 この規程において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために管理者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

5 この規程において「給水装置工事」とは、給水装置の新設、改造、修繕(施行規則第13条で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去の工事をいう。

6 この規程において「主任技術者」とは、給水装置工事主任技術者をいう。

(業務処理の原則)

第3条 指定工事事業者は、法、政令、施行規則、給水条例、三木市水道事業給水条例施行規程(平成10年三木市企業管理規程第1号)及びこの規程並びにこれらの規定に基づく管理者の指示を遵守し、誠実にその業務を行わなければならない。

(指定の申請)

第4条 給水条例第7条第1項の指定は、給水装置工事の事業を行う者の申請

により行う。

2 指定工事業者として指定を受けようとする者は、施行規則に定められた様式第1による申請書に次の各号に掲げる事項を記載し、管理者に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者及び役員  
の氏名

(2) 給水条例第2条に定める給水区域において給水装置工事の事業を行  
う事業所（以下「事業所」という。）の名称及び所在地並びに第12条第  
1項の規定によりそれぞれの事業所において選任されることとなる主任技  
術者の氏名及び当該主任技術者が交付を受けている免状の交付番号

(3) 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数

(4) 事業の範囲

3 前項の申請書には、次の書類を添えなければならない。

(1) 次条第3号のアからカまでのいずれにも該当しない者であることを  
誓約する書類

(2) 法人にあっては定款及び登記事項証明書、個人にあってはその住民  
票の写し

4 前項第1号に規定する書類は、施行規則に定められた様式第2によるもの  
とする。

(指定の基準)

第5条 管理者は、前条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも  
適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。

(1) 事業所ごとに第12条第1項の規定により主任技術者として選任さ  
れることとなる者を置く者であること。

(2) 次に定める機械器具を有する者であること。

ア 金切りのこその他の管の切断用の機械器具

イ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具

ウ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具

エ 水圧テストポンプ

(3) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たって  
必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受ける  
ことがなくなった日から2年を経過しない者

エ 第8条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者

オ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

カ 法人であって、その役員のうちアからオまでのいずれかに該当する者があるもの

(指定工事業業者証の交付)

第6条 管理者は、第4条第1項の指定を行ったときは、指定工事業業者に三木市指定給水装置工事業業者証（以下「指定工事業業者証」という。）を交付する。

2 指定工事業業者は、事業の廃止を届け出たとき又は第8条の指定の取消しを受けたときは、指定工事業業者証を管理者に返納するものとする。

3 指定工事業業者は、事業の休止を届け出たとき又は第9条の指定の停止を受けたときは、指定工事業業者証を管理者に提出するものとする。

4 指定工事業業者は、指定工事業業者証を汚損又は紛失したときは、再交付を申請することができる。

(指定の更新)

第6条の2 第4条第1項の指定は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する決定がなされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその決定がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

4 前3条の規定は、第1項の指定の更新について準用する。

5 前項において準用する前条第1項に規定する場合において、管理者は、指定工事業業者から指定工事業業者証を返納させた上で、新たな指定工事業業者証を交付するものとする。

(変更等の届出)

第7条 指定工事業業者は、次の各号のいずれかに掲げる事項に変更があったとき、又は給水装置工事業業者の事業を廃止、休止、若しくは再開したときは、次項に定めるところにより、その旨を管理者に届け出なければならない。

(1) 事業所の名称及び所在地

(2) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(3) 法人にあつては、役員の氏名

(4) 主任技術者の氏名又は主任技術者が交付を受けた免状の交付番号

2 前項の規定により変更の届出をしようとする者は、変更のあった日から30日以内に施行規則に定められた様式第10による届出書に次の書類を添えて管理者に提出しなければならない。

(1) 前項第2号に掲げる事項の変更の場合には、法人にあつては定款及び登記事項証明書、個人にあつてはその住民票の写し

(2) 前項第3号に掲げる事項の変更の場合には、施行規則に定められている様式第2による第5条第3号アからカまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類及び登記事項証明書

3 第1項により事業の廃止、休止又は再開の届出をしようとする者は、事業を廃止し、又は休止したときは、当該廃止又は休止の日から30日以内に、また事業を再開したときは、当該再開の日から10日以内に、施行規則に定められた様式第11による届出書を管理者に提出しなければならない。

(指定の取消し)

第8条 管理者は、指定工事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の指定を取消することができる。

(1) 不正の手段により第4条第1項の指定を受けたとき。

(2) 第5条各号に適合しなくなったとき。

(3) 前条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(4) 第12条各項の規定に違反したとき。

(5) 第13条に規定する給水装置工事の運営に関する基準に従った適正な工事業の運営をすることができないと認められるとき。

(6) 第16条の規定による管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。

(7) 第17条の規定による管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

(8) その施行する工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。

(指定の停止)

第9条 前条各号に該当する場合において、指定工事業者に斟酌すべき特段の事情があるときは、管理者は指定の取消しに替えて、6月を超えない期間を定め指定の効力を停止することができる。

(指定等の告示)

第10条 次の各号に該当するときは、その都度告示する。

- (1) 第5条の規定により指定工事業者を指定したとき。
- (2) 第6条の2第4項において準用する第5条の規定により指定工事業者の指定を更新したとき。
- (3) 第7条の規定により、指定工事業者から給水装置工事の事業の廃止、休止、又は再開の届出があったとき。
- (4) 第8条の規定により指定工事業者の指定を取消したとき。
- (5) 前条の規定により指定工事業者の指定を停止したとき。

(主任技術者の職務等)

第11条 主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

- (1) 給水装置工事に関する技術上の管理
- (2) 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
- (3) 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が政令第6条に定める基準に適合していることの確認
- (4) 給水装置工事に関し、管理者と次に掲げる連絡又は調整を行うこと。
  - ア 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整
  - イ 第13条第2号に掲げる工事に係る工法、工期、その他の給水装置工事上の条件に関する連絡調整
  - ウ 給水装置工事を完了した旨の連絡

2 給水装置工事に従事する者は、主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

(主任技術者の選任等)

第12条 指定工事業者は、第4条第1項の指定を受けた日から14日以内に、事業所ごとに主任技術者を選任し、管理者に届け出なければならない。

2 指定工事業者は、その選任した主任技術者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から14日以内に新たに主任技術者を選任し、管理者に届け出なければならない。

3 指定工事業者は、主任技術者を選任又は解任したときは、施行規則に定められた様式第3による届出書により、遅滞なくその旨を管理者に届け出なければならない。

4 指定工事業者は、主任技術者の選任を行うに当たっては、一の事業所の主任技術者が同時に他の事業所の主任技術者とならないようにしなければならない。ただし、一の主任技術者が当該二以上の事業所の主任技術者となってもその職務を行うに当たって特に支障がないときは、この限りではない。

(事業の運営に関する基準)

第13条 指定工事業者は、次の各号に掲げる給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な事業の運営に努めなければならない。

(1) 給水装置工事ごとに前条第1項の規定により選任した主任技術者のうちから、当該工事に関して第11条第1項各号に掲げる職務を行う者を指名すること。

(2) 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させること。

(3) 前号に掲げる工事を施行するときは、あらかじめ管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施行すること。

(4) 主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するように努めること。

(5) 次に掲げる行為を行わないこと。

ア 政令第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しない給水装置を設置すること。

イ 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。

(6) 施行した給水装置ごとに、第1号の規定により指名した主任技術者に次に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその日から3年間保存すること。

ア 施主の氏名又は名称

イ 施行の場所

ウ 施行完了年月日

エ 主任技術者の氏名

オ 竣工図

カ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項

キ 第11条第1項第3号の確認の方法及びその結果

(設計審査)

第14条 指定工事業者は、給水条例第7条第2項に規定する設計審査を受けるため設計審査に係る申請書に設計図を添えて、管理者に申請しなければならない。

(工事検査)

第15条 指定工事業者は、給水条例第7条第2項に規定する工事検査を受けるため工事完了後速やかに当該工事検査に係る申請書により管理者に申請しなければならない。

2 指定工事業者は、検査の結果手直しを要求されたときは、指定された期間内にこれを行い、改めて管理者の検査を受けなければならない。

(主任技術者の立会い)

第16条 管理者は、指定工事業者が施行した給水装置に関し、法第17条の給水装置の検査の必要があると認めるときは、当該給水装置に係る給水装置工事を施行した指定工事業者に対し、当該工事に関し第13条第1号により指名された主任技術者又は当該工事を施行した事業所に係るその他の主任技術者の立会いを求めることができる。

(報告又は資料の提出)

第17条 管理者は、指定工事業者が施行した給水装置工事に関し、当該指定工事業者に対し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

(災害時の相互協力)

第18条 指定工事業者は、地震、風水害等災害時においては、本市と相互に協力して、復旧活動に努めるものとする。

(施行細目)

第19条 この規程に定めるもののほか、施行に関して必要な事項については、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成10年4月1日から施行する。

(三木市水道ガス工事業者公認規程の廃止)

第2条 三木市水道ガス工事業者公認規程(昭和56年三木市企業管理規程第2号。以下「旧規程」という。)は、廃止する。

(旧規程に基づく三木市水道公認業者に対する経過措置)

第3条 旧規程により認可を受けている三木市水道公認業者(以下「公認業者」という。)の給水条例第7条第1項の規定の適用については、平成10年4月1日から90日間(次項の規定による届出があったときは、その届出があったときまでの間)は、同項に規定する指定を受けた者とみなす。

2 旧規程により認可を受けている公認業者が、平成10年4月1日から90日以内に、次の各号に定める事項を管理者に届け出たときは、給水条例第7条第1項に規定する指定を受けた者とみなす。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

(2) 法人である場合には役員の氏名

(3) 事業の範囲

(4) 事業所の名称及び所在地

3 前項の届出は、改正水道法附則第2条第2項の届出に関する省令により定められた別記様式による届出書を提出して行うものとする。

4 前項の届出書には、法人にあっては定款又は寄附行為及び登記簿の謄本、個人にあっては、その住民票の写し又は外国人登録証明書の写しを添えなければならない。

5 第2項の届出を行う公認業者は、届出と同時に旧規程に基づく三木市水道公認業者の認可証及び標示板を管理者に返納しなければならない。

6 管理者は、第2項の届出の受理後、速やかに、この規程第6条に定める三木市指定給水工事事業者証を交付する。

7 第2項の規定により、給水条例第7条第1項に規定する指定を受けた者とみなされた者についてのこの規程第8条の規定の適用については、平成10年4月1日から1年間は、同条中「次の各号」とあるのは、「第1号から第3号又は第5号から第8号まで」と、同条第2号中「第5条各号」とあるのは、「第5条第2号又は第3号」とする。

8 第2項の規定により、給水条例第7条第1項に規定する指定を受けた者とみなされた者についてのこの規程第13条の規定を適用する場合においては、平成11年3月31日までの間、同条第1号、第4号及び第6号中「給水装置工事主任技術者」とあるのは、「給水装置工事主任技術者又は旧規程による給水工事責任技術者の資格を有する者」とする。

(旧規程に基づく給水工事責任技術者に対する経過措置)

第4条 平成10年3月31日において次の各号の一に該当する者は給水装置工事主任技術者試験及び水道法施行規則の一部を改正する省令（平成8年厚生省令第69号）附則第2条第1項に定める経過措置の適用並びに前条第8項に定める経過措置の適用にあたり、旧規程による給水工事責任技術者の資格を有する者にあたりとみなす。

(1) 旧規程に基づく給水工事責任技術者としての登録を受けている者

(2) 旧規程に規定する給水工事責任技術者としての登録資格を有し、登録可能期間が満了していない者

(3) その他管理者が前号の者に相当すると認める者

(承認その他の処分、手続等についての経過措置)

第5条 附則第3条及び第4条に規定するもののほか、この規程の施行の際、現に旧規程によってなされた承認、検査その他の処分又は申込み、届出その

他の手続は、それぞれこの規程の相当規定によりなされたものとみなす。

(吉川町の編入に伴う経過措置)

第6条 吉川町の編入の日（以下「編入日」という。）前に、吉川町指定給水装置工事事業者規程（平成10年吉川町規程第2号。以下「吉川町規程」という。）の規定により指定を受けた吉川町指定給水装置工事事業者は、この規程の相当規定により指定を受けた指定工事事業者とみなす。

2 管理者は、前項の規定により指定工事事業者とみなされた者に第6条第1項の指定工事事業者証を交付するものとする。

3 管理者は、第1項の規定により指定工事事業者とみなされた者を第10条の規定により告示するものとする。

4 編入日前に吉川町規程の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、編入日以降においては、この規程の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成12年3月29日企管規程第3号）

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月25日企管規程第1号抄）

(施行期日)

1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年10月24日企管規程第4号）

この規程は、平成17年10月24日から施行する。

附 則（平成20年9月22日企管規程第2号）

この規程は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成24年7月9日企管規程第1号）

この規程は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（令和元年9月14日企管規程第2号）

この規程は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第4条第3項第1号、第5条第3号及び第7条第2項第2号の改正規定は、令和元年9月14日から施行する。